

○森林組合法の施行について

昭和 53 年 9 月 14 日 53 林野組第 174 号
知事あて 農林水産事務次官

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「法」という。）は、昭和 53 年 5 月 1 日に公布され、森林組合法の施行期日を定める政令（昭和 53 年政令第 285 号）の定めるところにより、本年 10 月 2 日から施行されることとなった。また、先般、森林組合法施行令（昭和 53 年政令第 286 号。以下「令」という。）、森林組合財務処理基準令（昭和 53 年政令第 287 号。以下「財基令」という。）、森林組合法施行規則（昭和 53 年農林水産省令第 1 号。以下「規則」という。）等も公布されたところである。

法による新しい森林組合制度は、その基本的構成においては、従来の森林組合制度を引き継いでいるので、従前の森林組合制度に関して示した指導、指示事項等も原則として踏襲されるものであるが、今後、特に注意すべき事項及び新たに制度化された事項についての留意事項は、下記のとおりであるので、その指導に遺憾のないようにされたい。

また、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の施行について（森林組合制度の改正関係）（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野組第 399 号農林事務次官依命通達）は、昭和 53 年 10 月 1 日限り廃止する。

以上、命により通達する。

記

第 1 趣 旨

森林組合は、明治 40 年にその制度を発足して以来、森林施業案の編成等により森林資源の維持培養に努めてきたが、昭和 26 年に協同組合原則を取り入れた団体に組織変更されて以降は、組合員のための経済事業、福利厚生事業の充実等により森林所有者の経済的社会的地位の向上にも尽力してきたところである。

一方、我が国の森林・林業は、木材等の林産物の供給と国土の保全、水資源のかん養等を通じて、国民生活の向上に大きく貢献してきたが、近年、木材価格の低迷、林業労働力の劣弱化等により森林施業及び林業経営が停滞するなかで、自然環境の保全、保健休養等新たな森林の機能の発揮に対する社会的要請はますます増大してきている。

このような情勢に対処して、我が国森林・林業の一層の発展を期するためには、森林所有者の協同組織である森林組合が、その期待される広範な役割を果たしていくことが従来にもまして要請されており、このため、昭和 49 年に森林組合制度が改正され、森林組合の目的規定の改正、事業範囲の拡大、管理運営体制の改善等が行われたところであるが、その後の森林組合の実情をみると、民有林業の中核的担い手として地域林業の振興に貢献しているものも多数存在するものの、事業量、業務執行体制等の面で未だ不十分なものも少なくなく、その体質の一層の改善強化が必要となっている。

森林組合制度については、従来森林法（昭和 26 年法律第 24 号）中に規定されてきたが、今後の森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上という協同組合的機能と森林の保続培養及び森

林生産力の増進という公益的機能との二つの機能をともにより強力に発揮することが要請されており、このような森林組合に期待される広範な役割に制度的に対応するため、森林組合制度を森林法から分離、独立させるとともに、その組織及び機能の改善を図ることとして、第 84 回国会において法の成立をみたものである。

第 2 新法による森林組合等への移行

1 移行措置

森林法に基づき設立された森林組合及び森林組合連合会は、特別の移行手続を要せず、法の施行に伴い法に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会となるものとされた。(法附則第 2 条)

2 定款の変更等

法に基づく模範定款令(昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通達。以下「定款例」という。)は既に通達したところであるが、法の施行に伴い、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の定款について変更を行う場合には、これに準拠し速やかに定款の変更を行うよう森林組合等に対する指導を徹底されたい。

また、信託事業を行う森林組合は信託規程を定め行政庁の承認を受けなければならないなど、法の施行に伴って必要となる手続については、法令及び通達に留意の上、遺憾のないよう森林組合等を指導されたい。

第 3 総 則

1 森林組合と生産森林組合との分離

従来、いわゆる施設組合と生産組合とを併せて森林組合としていたが、両者はその性格が本質的に異なることから、法では両者を制度上も分離し、それぞれ森林組合及び生産森林組合と称することとするとともに、別個に規定することとされた。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の関係

森林組合及び森林組合連合会は、法第 6 条第 1 項ただし書に規定する者をその所属員としていない限り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。)第 24 条第 1 号の小規模事業者の組織した団体とみなすこととされた。

なお、森林組合又は森林組合連合会が、法第 6 条第 1 項ただし書に規定する者をその所属員とした場合であっても、直ちに独禁法の適用を受けるわけではなく、公正取引委員会の審決によってはじめて適用除外か否かが定まるものである。

また、生産森林組合は、そのすべての独禁法第 24 条各号に掲げる要件を備えるものとみなされる。(法第 6 条)

3 登記

森林組合等の登記に関しては、法では政令に委任することとされているが、この政令は、組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)とすることとし、組合等登記令について所要の改正が行われた。(法第 8 条第 1 項及び令附則第 3 条)

なお、森林法によりなされた登記は、そのまま組合等登記令によりなされた登記とみなされるので、森林組合等が登記の申請のし直し等を行う必要はない。(法附則第 3 条及び第 5 条)

第4 森林組合

1 事業

(1) 必須事業

森林組合（以下「組合」という。）は、法第9条第1項に掲げる事業（以下「必須事業」という。）のすべてを行うことが望ましいが、すべてを行うことができない場合においても、第1号の事業（経営指導）については必ず行うものとするとともに、第2号の事業（受託施業・経営）についても組合の事業執行体制等の整備を行うことによりこれを併せ行うよう指導されたい。

また、第4号の事業（森林保護事業）は、最近における病虫害防除の重要性から今回新たに必須事業とされたものであり、この趣旨にかんがみ、この事業についても積極的に取り組む必要がある。（法第9条第1項）

(2) 任意事業

組合は、必須事業に併せて法第9条第2項各号その他に掲げる各種の事業（以下「任意事業」という。）を行うことができるが、この任意事業としては、従来のいわゆる施設森林組合の事業に新たに林業に関する共済事業、同事業に関する事務の取扱い及び林業労働に係る安全衛生事業が追加された。

任意事業に関し留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 林地供給事業

この事業は、組合が組合員の要請に応じて、その行う林業の目的に供するための土地を供給し、組合員の林業経営の近代化及び林地保有の合理化に資そうとするものであるため、その趣旨に即した明確な事業実施方針によりこれを行うことが必要である。このため、本事業を行おうとする組合は、定款例において示される附属書林地供給事業実施規程例に即し、定款の附属書として林地供給事業実施規程を定めるものとする。（法第9条第2項第7号）

イ 林業に関する共済事業

林業に関する共済事業は、従来福利厚生事業の一環として実施してきたが、近年におけるその実施状況にかんがみ、被共済者の保護を図る等の見地から、法においてはこれを事業種目として明定するとともに、共済規程の行政庁による承認、責任準備金の積立、共済会計の区分経理、共済財産の運用方法の制限並びに行政庁による随時検査及び監督上の命令の措置が講じられた。（法第9条第2項第11号、第19条から第22条まで、第111条第3項、第112条）

なお、共済事業は、我が国の森林の賦存状況、森林災害の発生形態等からみて当面全国森林組合連合会が行うものとするが、この事業の適正かつ円滑な実現を図るために必要な指導上の留意事項については、林野庁長官通達によられたい。

また、全国森林組合連合会の行う共済事業に関する事務の取扱いを行っている組合は、定款に共済事業に関する事務の取扱いを事業種目として掲げなければならない。（法第9条第6項）

ウ 林業労働に係る安全衛生事業

この事業は、組合にとっても振動障害等林業労働災害の防止が重要な課題となっている実情にかんがみ、振動機器の安全使用のための講習会の開催等についてその根拠を明

定したものである。(法第9条第2項第12号)

エ 林地処分事業

この事業の実施に当たっては、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく諸計画、森林法に基づく地域森林計画その他の土地利用に関する諸計画と調和を保ちつつ、関係都道府県及び市町村と十分連絡協調を図ることにより、当該林地の適正な利用が確保されるようにするとともに、自ら開発を行う場合はもとより、その他の者が開発を行う場合においても、乱開発につながらないよう特段の注意が必要である。(法第9条第7項)

オ 森林経営事業

この事業は、森林の有する諸機能の維持増進を図るためには、森林の施業又は経営の受託によるほか、組合が自ら経営を行うことが適当である場合があることから、森林所有者の行う森林経営の補完的なものとして認められたものであるため、その実施に当たっては慎重な手続を経ることが肝要であり、法定の要件である総組合員の3分の2以上の書面による同意を得るほか、その趣旨に即した明確な事業実施方針によりこれを行うことが必要である。このため、本事業を行おうとする組合は、定款例において示されている附属書森林経営事業実施規程例に即し、定款の附属書として森林経営事業実施規程を定めるものとする。(法第26条)

(3) 員外利用

組合においても、他の協同組合同様一般的な員外利用制限が設けられているが、その算定に当たっては他の組合及びその組合員が利用する分量は、員内利用として算定することとし、組合相互に事業を補完する形での協業を推進することとされている。

また、組合の公益的性格から、特定の場合に員外利用制限の適用を除外する措置が講じられており、従来から認められていた国、地方公共団体等に組合事業を利用させる場合のほか、組合の受託施業等の効率的な促進に資するため、今回新たに組合員の森林と一体として整備することが必要な非組合員の森林につき必須事業を行う場合が加えられた。(法第9条第8項及び第9項)

(4) 信託規程及び林地処分事業実施規程

組合が信託事業又は林地処分事業を行おうとするときは、それぞれ規則第2条又は第6条に定める事項を記載した信託規程又は林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないこととされた。

これらの規程例の制定に当たっては、林野庁長官の定める信託規程例又は林地処分事業実施規程例に準拠するよう指導されたい。(法第10条及び第24条)

2 組合員

(1) 正組合員

組合の正組合員たる資格を有する者は、森林所有者とされているが、これは、木材生産機能ばかりでなく公益的機能をも有する森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るためには、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成する権限を有するとともに森林の管理につきいわゆる社会的な責任を負っている者を構成員とする協同組織とする必要があるためであり、したがって、このような趣旨から個人たると法人たるとを、また、規模の大小を問わないものとされている。

また、このような原則に加えて、①森林所有者から経営を委ねられ現実の森林の経営を

担っている後継者を組合活動に参加させる途を開く必要があるという観点、②生産森林組合はその性格上は他の森林所有者と異ならず、組合に加入し、森林の経営につき他の森林所有者同様その指導、援助を受けることが望ましいという観点もあって組合の正組合員資格は、法第27条第1項第1号及び第2号のように規定されたものである。(法第27条第1項第1号及び第2号)

(2) 出 資

組合の払込済出資金の額は、組合の信用的基礎として重要なものであるから、組合員の出資能力の範囲内で極力増額することが必要である。殊に、林業関係資金の回転はどちらかといえば遅い等の事情を考慮して、なるべく自己資本の充実を図り、借入金に依存することはできる限り避けるよう指導されたい。(法第28条)

3 管理

(1) 定 款

定款は、組合の目的、内部組織、活動等に関する基本的自治法規であり、組合の健全な運営のためには充実した内容の定款が不可欠であることから、法第42条第3項により模範定款例が定められているので、定款の設定及び変更にはこれに準拠して行おうよう指導されたい。(法第42条)

(2) 役 員

組合員への直接の奉仕という組合本来の使命を達成し得るよう強力にその体制を整備確立するためには、明確な責任意識に基づく役員が組合運営にまつところが大きい。このため、法では民法及び商法の役員に関する規定を広く準用すること等とされたので、組合員への奉仕者である役員との立場と責任を自覚するとともに、意識の高揚が図られるようこの趣旨の周知徹底を図られたい。(法第54条等)

(3) 総 会

総会は組合の意思を決定する最高の機関であり、組合の事業執行上、また、組合員の権利義務の関係において重要な事項は、総会において決定されるのが適当である。このため、法では特に重要と考えられる事項を総会の付議事項として定めているが、これらの事項以外の事項を組合が定款で総会の付議事項に追加することは何ら差し支えなく、定款例では農林中央金庫への加入脱退、取得する債券の種類等を総会の付議事項とすることが示されているところである。(法第61条、第63条、定款例第46条、第69条等)

(4) 総代会

合併の進展等により組合員数が増大する傾向にあり、組合員の意思を直接総会において適時適切に反映させることが、困難になってきているため、正組合員数が200人を超える組合には、総会に代えて総代会を設けることが認められている。

この制度の採用によって、組合の業務の運営は合理化されるが、他面組合と組合員との結合を弱めるおそれがあるので、その間にあって総代の積極的活動が望ましく、また、臨機に集落単位での座談会を開催する等の方法によって、組合員の協同意識の保持高揚を図るよう指導されたい。(法第65条)

(5) 財基令

法第72条の組合がその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、財基令により、自己資本の基準、貸付け等の基準、経理の区分及び余裕金運用の基準

とされている。

この財基令の適用を受ける組合の財務処理は、事業年度の末のみならずその中途においても常に本基準令に定められた基準に適合していることが必要である。(法第 72 条)

第 5 生産森林組合

1 事業

生産森林組合（以下「生産組合」という。）の制度は、森林経営の規模拡大による森林生産力の増進を目途として森林生産の協同化を図るために創設されたものであり、生産組合は、組合員が行う森林等の出資及び主として組合員から提供される労働により、組合自身が森林経営を行うものであるが、生産に長期を要し、かつ、その生産活動は年々の変動が大きいという森林経営の特殊性を補うため、①環境緑化木又は食用きのこの生産、②森林を利用して行う農業の事業を併せて行うことができることとされている。

このうち、食用きのこの生産は、従来森林の経営として行われていたものであるが、近年のきのこ生産技術の改善等に伴い新たに事業種目として明定されたものである。(法第 93 条第 1 項及び第 2 項)

2 組合員

(1) 組合員資格

法においては、生産組合の組合員資格は、①組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人、②組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するものとされており、従来の組合員資格より若干制限されているが、これは森林所有者の協同組織である生産森林組合制度においては、林業に全く関係を有しない者が組合員となることは好ましくないと考えられたためである。(法第 94 条)

なお、この法律の施行の際現に生産組合の組合員である者で法による改正前の森林法による組合員資格を有するものは、法による組合員資格を有するものとされている。(法附則第 8 条)

(2) 加入及び脱退

生産組合への加入については、法に加入の自由が規定されており、組合員たる資格を有する者は、原則として生産組合に加入することができる。また、生産組合からの脱退についても法はその自由を認めており、組合員は一定の手続を経て脱退することができるが、一部の組合員の脱退により生産組合の経営基盤がそこなわれることのないよう、脱退した者に対する持分の払戻しについては、定款例において、その者の払込済出資額に相当する額に留め、出資以後の成長資産まで払戻しを行わないこととしている。(法第 100 条第 1 項で準用する法第 35 条及び第 36 条並びに定款例第 26 条)

(3) 常時従事義務

生産組合は、既に述べたとおり主として組合員から提供される労働により森林の経営を行うものであり、このように多数の組合員が組合に対し労働を提供することとなることが、生産組合の株式会社等と本質的に異なる点である。このため生産組合は、法の定める次の要件を満たさなくてはならない。

ア その組合員の 2 分の 1 以上は、その行う事業に常時従事する者であること。(法第 95 条第 1 項)

イ その行う事業に常時従事する者の3分の1以上は、その組合員又は組合員と同一の世帯に属するものであること。(法第95条第2項)

ウ その総出資口数の過半数は、その行う事業に常時従事する組合員によって保有されていること。(法第96条第2項)

3 その他

生産組合の出資、定款、役員、総会、総代会及び財基令については、それぞれ第4の2の(2)及び3によるものとする。

第6 森林組合連合会

1 事業

森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、組合に基礎を置きつつ、組合では困難な大規模経済の有利性の確保を主たる目的とするものであり、その行う事業の範囲は組合の事業と極めて密接な関係があるので、組合に認められる事業は原則として連合会にも認められている。

連合会の事業については、組合の該当事業に関して示した留意事項が適用されるので、それぞれ参照されたい。(法第101条等)

また、連合会の事業については新たに会員の監査事業が追加されたが、この事業について留意すべき事項を示すと次のとおりである。

(1) この事業は、連合会が系統組織における指導的立場から、会員たる組合等の財務執行体制等の強化を目的として、監事が行う監査を補完すると同時にその組合に指導、助言を与える系統内部の自主的な事業であるが、対象組合等の内部的事情に介入するという性格を有することにかんがみ、その実施の中立性を確保する必要があることから、監査規程の行政庁による承認と資格を有する森林組合監査士の配置を義務づけているところである。

(法第101条第1項第18号、第102条、規則第7条)

(2) また、この事業は、その目的あるいは方法から、一面においては行政庁による検査の補完ないし協力としての意味をも有するものであるので、都道府県における検査の実実施計画等を考慮しつつ監査事業が有効に実施されるよう指導されたい。

(3) なお、これらの法目的の適正かつ円滑な実現を図るために必要な指導上の留意事項及び監査規程例については、林野庁長官通達によられたい。

2 その他

連合会の出資、定款、役員、総会及び財基令については、それぞれ第4の2の(2)並びに3の(1)から(3)まで及び(5)によるものとする。

第7 都道府県の区域を地区とする連合会に対する指導監督

1 定款の変更

都道府県の区域を地区とする連合会の定款変更の認可申請は、認可申請書に改正規定、理由、新旧対照表及び総会の議事録を添え、農林水産大臣に提出するものとする。(法第109条第3項で準用する第61条第2項)

2 常例検査等

都道府県の区域を地区とする連合会に対する法第111条第4項の規定に基づく検査並びにこれらの検査を行った場合における法第113条の規定に基づく措置については、都道府県知事に

権限が委任されているが、令第6条ただし書の規定により、当分の間、農林水産大臣は自らその権限を行うものとする。(法第111条第4項及び第113条)